

平成28年あきる野市農業委員会 9月総会議事録

平成28年9月26日(月)午後1時30分、平成28年あきる野市農業委員会9月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・松村敏郎・栗原剛

欠席委員は次のとおりである。

中村義明

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、舟崎悠美

議事日程

- 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第5号議案 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、平成28年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、貴重なお時間を割いていただき、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。9月に入り雨が続けておりますが、今日は気温が非常に高くなっておりますので、皆様には十分健康管理に気を付けていただきたいと思います。それではお手元の総会日程に沿って会議を進めたいと存じます。初めに平野会長からご挨拶を頂戴いたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、9月15日にあきる野市の表彰審査会に出席をいたしました。9月16日に常設審議委員会に出席をいたしました。諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、栗原剛委員と田中正治委員です。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。それでは本日の出席委員は、中村委員が欠席のため、17名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の1ページをご覧くださいと思います。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成28年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは担当の小川委員から、経由6の説明をお願いいたします。

(小川委員) はい。(第1号議案・経由6 朗読)

9月20日に経由6と経由7、一緒に見て来ました。案内図は7ページをご覧くださいと思います。滝山街道、国道からすぐの所なのですが、下菅生のバス停の近く、○○○のちょうど東側あたりで、グレーに塗ってある所は鯉川になります。□□□-□については、現況は南側は真竹が生えていて、良く草を刈ってある平らな農地という形で、畑作的にはやってないような状態でした。以上です。

(議長) はい。続いて転用理由書が出ていますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

という事で、転用理由書が出ております。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と小川委員から説明をいただきました。何か質問がありましたら、お願いいたします。

(笹本職務代理) 分家住宅というのは、所有者から何親等とか、決まりはあるのですか？

(事務局) 一応、農地法上は特段ないのですが、開発許可制度の方の中で、3親等までとなっております。今回、本家の〇〇〇〇さんから、この××××さん、甥っ子にあたるのですが、これが3親等になります。補足なのですが、この××さんのご両親というのは早くに不在になられていまして、未成年のうちから青年後見人では叔父さんのところにお世話になっていたという経緯もありまして、実際、実の親のところには土地とかそういったものは全くない状況なので、今回の案件は親子同然というような形の中で、法制の中でも3親等という事で満たしていますので、問題はないとの事で申請を受けております。

(議長) 叔父さんにお世話になっていたというのは・・・？

(事務局) ××さんはお母さんと一緒に生活していたのですが、お母さんが早くに、平成〇年くらいに亡くなっておりまして、未成年のうちに1人になって、それでお兄さんのところが青年後見人になって、というような形ですね。

(議長) 他には質問はありますか？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、経由6について、農地法第5条の規定による許可申請については、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続いて経由7、引き続き小川委員、説明をお願いいたします。

(小川委員) はい。(第1号議案・経由7 朗読)

これについても9月20日に一緒に見て参りました。地図は7ページです。場所については経由6と同じ所で、国道から入った所の、●●●●さんの自宅の玄関前という形で、今、秋作、若干菜っ葉等作られていますけれども、一応耕作は良くされているというような状態でした。それで経由6の関連の事業という事で、所有権移転をしないとここの所の農地が若干残ってしまうという事も含めて、妥当なところじゃないかなと私は判断して帰って参りました。以上です。

(議長) はい。転用理由書が出ていますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由書を読み上げます。(転用理由書 朗読)

という事で、出ております。

(議長) はい。ただ今、事務局と小川委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたらお願いします。

(笹本職務代理) いいですか？ちょっと質問なのですが、ここは雑種地で取得すると思うのですが、駐車場用地で取る場合に、物置は建つのですか？住居は無理ですよね？

(事務局) 住居は無理です。物置は建てる事はできると思います。

(笹本職務代理) 物置を建てる場合には、奥の、××さんが取得した所へ入るために、セットバックは必要なのですか？物置の場合。

(事務局) 物置・・・それは建築物に当たらないと思いますので、建築物に当たるのであれば、前

の道路が42条の2項道路に該当しているのであれば、中心から2メートル壁面後退しなければいけないのですが、多分、物置は・・・

(事務局次長) 多分、建築許可は要らない・・・。

(事務局) 建築許可が要らないのであれば、別に問題はないと思います。移転可能な普通の物置を置く分には、すぐ移動もできるので、置いても問題はないと思います。ただ隣との通行の関係もあるので・・・。

(笹本職務代理) 奥に畑はないですかね？

(事務局) 道はこれで行き止まりで、分家の予定地の裏がまだ少し竹林が残っているだけで、それは本家の土地なので、奥に第三者の畑はないです。

(笹本職務代理) はい。分かりました。

(議長) ××さんが家を建てて、これは道路の幅は、ここは大丈夫なのですか？

(事務局) 家を建てる分には、自分の土地の所だけセットバックすればいいだけなので、別に分筆しなくても、図面上セットバックできていれば平気です。進入路、入ってくる道が狭くても建築の時は、自分の家の前の所だけセットバックしてあれば大丈夫です。通常車1台は通れる所なので、問題はないと思います。

(議長) ●●●●さんと○○○○さんは・・・

(事務局) ○○○○さんが継承本家になりまして、●●さんはお兄さんなのですが、本家を継がないで別に出て行ってるんです。兄弟なんですけれども・・・

(議長) 兄弟なのですか？

(事務局) はい。家を継いだのは弟さんの○○○○さんが家を継いで、農地とか土地は全部持っていて・・・ご兄弟という事は間違いないです。

(議長) 他にはよろしいですか？

(森委員) ××さんの方は住宅を建てるという事ですが、●●●●さんは、なんかこれに便乗して駐車場にしようかなんていう・・・。□□㎡も駐車場、要らないと思うのですが、営利目的の駐車場を含めているのかどうか分かりませんが・・・。

(事務局) あの、正直な話を申し上げますと、本来であれば駐車場用地というのは必要最低限というお話なのですが、東京都に相談したところ、場所柄的に奥に分家住宅を作って、必要最低限だけ駐車場用地にして、残りを農地で残しても、逆に中途半端に残ってしまうので、場所柄、東京都さんが全部いいですよと認めて下さって、そういったいきさつもありまして、□□㎡、全部許可申請しております。ただ営利目的で貸すことの出来るような場所ではないので、通常車を置くだけで、余っている所は家庭菜園なりで、出来るようであれば続けるようなお話はしていました。

(議長) よろしいですか？

(森委員) はい。

(議長) 他には？

それでは質問がないようなので、経由7について、農地法第5条の規定による許可申請につい

ては、これを相当と認め、進達することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、進達することに決定いたします。続きまして、第2号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の2ページをご覧くださいと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成28年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) 続いて、番号1を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。(第2号議案・番号1 朗読)

地図は8ページを見ていただきたいのですが、21日に事務局と一緒に現地確認をさせていただきました。上の方に太い道路で陸橋通りがございますが、旧五日市街道の牛沼と油平の境のあたりなのですが、〇〇〇〇のすぐ南側になります。周り中、全部住宅地で、住宅の中の一画に農地が残っているというような形でございます。現況につきましては栗の木が4、5本植わっておりまして、栗の木の下にいろいろな夏野菜とか自家消費用の野菜が綺麗に作っております。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員からの説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いいたします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の□□□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定いたします。続いて、番号2を担当の小山委員、説明をお願いいたします。

(小山委員) はい。(第2号議案・番号2 朗読)

現地調査につきましては、20日に野口さんと現地に行きまして参りました。場所は9ページをご覧ください。地図の下の方に下草花と書いてありますが、これが永田橋に行く通りなのですが、それからずっと北の方に慈勝寺というお寺があるのですが、それが公民館通りになりまして、そのちょうど上の〇〇〇〇という所を左に行き、北に入った所です。現地に行きましたら、トマトなどが植えられていた跡とか、ナスが栽培されておりました。栗の木もございまして、シイタケの栽培もされておりました。作っていない所もありましたが、一応耕作してございまして、ご本人もファーマーズセンターの会員になっております。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、小山委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いいたします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて番号3、引き続き小山委員、説明をお願いいたします。

(小山委員) はい。(第2号議案・番号3 朗読)

場所は10ページをご覧ください。先ほどと同じく20日に野口さんと現地に行って参りました。地図の右の方に縦に大きな線がありますが、これが羽村大橋に行く3・3・9という道で、下の方にいなげや草花店がありまして、〇〇〇〇のすぐ北側なのですが、現地に行きましたら、この場所はほとんどが栗で、10本くらい植わってしまっていて、それで南側の所が一部耕したような跡がありまして、これについては春野菜とかいろいろな物をその季節に応じて作っているという事で、栗の所につきましては良く草が刈られておりまして、また、いが等もですね、ちゃんと整理されているような状態でございます。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、小山委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号3の〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。続いて、番号4を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第2号議案・番号4 朗読)

案内図は11ページです。〇〇-〇の方は周囲が新しく建売が建ってしまっていて、工事をしていような所で、それに囲まれた状況になっておりまして、ただ今の状況は全面的にトラクターがかけられた、という状況になっています。□□□-□の方はこちらもトラクターをかけた後になっているのですが、一部にトウモロコシ、カボチャの残渣が残っている、というような状況になっています。以上です。

(議長) はい。ただ今、宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。

(笹本職務代理) 〇〇-〇の面積が〇〇〇㎡という事なのですが、今、宮崎委員さんの方から周りが建売になってしまったという事で、面積要件にはどこか引っ掛かる場所があるのでしょうか？

(事務局) 周りがという事ですが、東側はまだ農地が残っています。西側の大通り沿いの方が全部、今、分譲で建築中でございます。・・・

(宮崎委員) 西と北側に新しく建売が建って、東側は別な人の畑が残っています。

(事務局) 面積要件的には大丈夫です。ここは一団となっていますので。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号4の□□□□さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。次に番号5を担当の甲野委員、説明をお願いいたします。

(甲野委員) はい。(第2号議案・番号5 朗読)

地図は12ページをご覧ください。9月20日に事務局1名と私で現地調査に行つて参りました。場所は地図の縦方向、真ん中辺りに少し太い道がありますが、これを下に行くと武蔵増戸駅のすぐ西側を通っている道路で、北に行くと日の出町に行きます。場所としましては、この通りの〇〇〇〇という大きな信号の1つ手前の、信号のない道を左に入つて行った所です。現地はブルーベリーやサトイモ、ショウガ、ナス、ブロッコリーなどが植わっておりまして、3分の1ぐらいがブルーベリーで、あとは今言いましたような野菜が植わっているのですが、適正に管理されているようですので、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) はい。ただ今、甲野委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号5の△△△さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいたします。次に番号6の雨間分を担当の谷澤委員、説明をお願いいたします。

(谷澤委員) はい。(第2号議案・番号6 朗読)

現地の案内図は13ページになります。この地図の上の秋留台公園西という信号から下に向かって雨間の立体、新しい道が走っている所でございます。その1本〇側の道にある所でございます。現地調査は20日に事務局と行つて参りました。元々は植木屋さんという事で、適正に管理された植木がほぼ植わっておりまして、間に、自家用でしょうか、ネギが植わっており、何ら問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。続いて、二宮分を担当の松村委員、説明をお願いいたします。

(松村委員) はい。地図は14ページをお願いします。去る9月20日、事務局と堀江委員と3名で現地を見て参りました。場所はですね、上に方に秋川ファーマーズセンターと書いてあります。その上が五日市街道で、ファーマーズセンターと駐車場の間の道を南に行つて〇〇〇の所です。現地は植木が2ヶ所とも植わっており、肥培管理も良く出来ていると思います。よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただ今、谷澤委員と松村委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号6の〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに決定をいた

します。続きまして第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、お手元の4ページをご覧くださいと思います。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成28年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1を担当の小山委員、説明をお願いいたします。

(小山委員) はい。ご説明いたします。(第3号議案・番号1 朗読)

地図は10ページをご覧ください。調査は先ほどのと同じで、20日に野口さんと現地に行って参りました。場所も先ほどと同じで、上の方の黒塗りした〇〇〇〇番です。3・3・9の道路から立川国際カントリークラブへ行く信号がありまして、その道をずっと行きますと〇側でございます。現地に行きましたけれども、こちら平成13年という、随分前のお話なのですが、ご本人にお聞きしましたところ、当時はですね、ずっと梅林で梅を生産していたという事なのですが、数年前、プラムボックスが流行ってまいりまして、都の補償で全部抜根して片付けていただいたという事です。その証明もしっかり取ってあるという事なのですが、当日行きましたら、植木関係がずっと植わっておりまして、マキとかドウダン2本、ツゲ、タマヒバ6本とかですね、それからビワ、ヒバ、そういった植木類が植わっておりました。それを欲しい人に売ったりしているという事ですが、場所につきましては綺麗に草刈りされております。この場所につきましては北側が空いているのですが、この地図上の右側、建物が何もないようですが、自動車部品の倉庫がありまして、3方を全部囲まれておりまして、北側だけが空いているという事ですが、まさにここについては自分の所有の所を通って行けないと言うか、公道のないいわゆる囲繞地なんですね。人の畑を通して耕作をしていたというような状況です。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と小山委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、お願いします。・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1の□□□さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて番号2を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第3号議案・番号2 朗読)

地図は11ページになります。21日に事務局と現地を見て来ました。〇〇-〇の方は栗林になっていまして、下草も管理されている状況です。□□□-□の方は細長い畑で北向きの斜面にありますけれども、いろいろな作物が栽培されていまして、両方共、畑としては綺麗に管理されている状況です。面談については9月1日、事務局の野口さんと、あと都市計画課の方と一緒に面談をしました。その内容については、事務局からお願いします。

(議長) では、説明をお願いします。

(事務局) はい。今、宮崎委員が仰ったとおりですね、9月1日に都市計画部局と私と宮崎委員で面談に行っておりました。診断書の方がですね、(診断書 朗読)

という事で医師の診断書が出ております。ご本人様と面談するため伺った時に、足、左膝をびっこ引くような状況でだいぶ厳しいだろうなというのは見て取れました。以上でございます。

(議長) はい。ただ今、事務局と宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。

(谷澤委員) 膝が痛くて動くのが大変そうな状態との事ですが、〇〇-〇は栗林で、□□□-□は野菜が植わっていて、綺麗に管理されているとの事ですが、これは誰がやっていたのですか？

(事務局) 今までご本人も行ける時にはなんとか行って、管理はしているような状況で、本人も農業は嫌いじゃないんだけど、体がだいぶ厳しいのでというところでのご相談だったので、あとご家族、娘さんとお孫さんと4人で同居しておられて、家族の方が少し手伝っているような状況で、ただ娘さんなので今後農業を継ぐという事もないみたいなので、もう厳しいという事でお話があったという事ですね。

(谷澤委員) それと、こういった場合、その人が持つ全てのそういう生産緑地が対象になるのか、又は一部にしてくれとか、そういう感じでやるのですか？

(事務局) 基本は主たる従事者が故障であれば、もうできない訳ですから、全部というお話が前提ですけれども、ケースバイケースで、その時のお話によっては一部という事も過去にはありました。相続の場合ですとその時の相続の関係で一部という事はありますが、故障が理由でできないのであれば、大体の場合は全部ですね。

(谷澤委員) 今回は全部？

(事務局) 今回は全部です。

(議長) 他には？・・・よろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号2の△△△△さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続きまして、第4号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。5ページをご覧いただければと思います。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成28年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。それでは番号1を担当の坂本委員、説明をお願いいたします。

(坂本委員) はい。(第4号議案・番号1 朗読)

地図は15ページを見ていただきたいと思います。西中学校の東側、ケーヨーデイツーの所を北に行きまして、踏み切りを渡って突き当たると旧秋川高校です。旧秋川高校の手前を東の方

に向かって行った所の、細い農道を入れて行った所で、ちょっと分かりづらいですが、目標物がないので、周り全部畑なのですが、北西の方が旧秋川高校、まっすぐ西の方に西中学校がある場所でございます。現況につきましては栗が植わっていたのですが、栗の木は上の方は切ってありました。まだ抜根はされてないようでしたけれども、草も良く刈られて綺麗にはなっておりました。これから抜根は事務局の方ですという事でございますので、農地として十分管理できるものと思っております。以上です。

(議長) はい。ただ今、事務局と坂本委員から説明をいただきました。何か質問がありましたら、お願いします。

(小川委員) ○○さん、これで何㎡になるのでしょうか？

(事務局) 3月の時にここで就農するという事で、○,○○○㎡利用集積させていただいて、今回追加で○○○㎡という事で、ここで、○,○○○㎡になります。

(小川委員) はい。分かりました。抜根は市役所でやってくれる・・・？

(事務局) はい。現地は市の方で抜根します。

(議長) 他には？・・・借り手の方はちゃんとやれてますよね？

(事務局) はい。○○さんが今借りている所は、雨間の方、私も先日見て、ちゃんとやられていますので、○○さん自体、もうピーマンとか出されていますので、問題なく進んでいると思います。

(議長) 他には質問はありますか？

それでは質問がないようなので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定することに、異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、決定することにいたします。それでは、続いて第5号議案、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局次長) はい。そうしましたら、6ページをご覧くださいと思います。第5号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。平成28年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。

(議長) はい。続いて番号1を担当の甲野委員、説明をお願いいたします。

(甲野委員) はい。(第5号議案・番号1 朗読)

地図は16ページをご覧ください。現地は20日に事務局と私で見え参りました。現地は真ん中少し上に○○○駅がありまして、そのほぼ前という所でございます。ちょっと地図が古いのですが、○○○-○○のすぐ下の所にこの方の生産緑地が509㎡ありました。それで、道路の拡幅がありまして、この方の509㎡のうちの50㎡が買収になりまして、面積要件が欠ける事になりまして、それを補うためと言うのでしょうか、○○○-○○の21㎡と□□□-□□

の21㎡を、代替としてこの方に渡し、結局501㎡で、面積要件をクリアするという事になります。それで現地はですね、ツバキ、植木の苗だったと思うのですが、ツバキがかなり植わっておりまして、少し大きくなってはいるのですが、あとミョウガ等作ってありまして、畑として利用しているように見受けられましたので、よろしくご審議お願いいたします。また詳しいことは事務局でよろしくお願いいたします。

(議長) はい。ただ今、事務局と甲野委員から説明をいただきました。事務局からは何か・・・

(事務局) 今、甲野委員から説明していただいたとおりで、この下の所が生産緑地でありまして、市道の拡幅事業という事で、この右下に繋がる道ですかね、もうすでに拡幅しているのですが、その続きで拡幅という事で、市の買収にご協力いただきました。ただ50㎡買収という事で、そのままですと生産緑地の指定要件を満たさないという事で、たまたま□□□-□□については国の土地の払い下げで、○○○-○○については隣地の方から譲ってもらってという形で、どちらも地目は農地ということですので、それでなんとか501㎡にして・・・

(議長) 元の土地ってどこなのですか？よく分からない。

(事務局次長) ○○○-○○のすぐ下の四角い所が、元々の生産緑地です。

(議長) 農地は続いているのですか？

(事務局次長) ずっと続いている形になります。地図上は分かれているように見えますけど。

(事務局) 繋がっています。地図上は筆線と地形図と重なってしまっているの、離れているように思われますが、土地は繋がっています。

(事務局次長) □□□-□□の下にちょうど拡幅した道がありまして、そのまま西の方へ繋がっていくような形になります。分かりにくいですね。地図だとなかなか説明がしづらいのですが、現地はちゃんとくっついて一団となっていますので、問題はありません。

(議長) 国の土地も一部分けてもらったのですか？

(事務局) そうですね。払い下げです。

(甲野委員) もう右側も全部住宅になっちゃって・・・

(事務局) 細く道があって、それを払い下げで。

(事務局次長) 市道の拡幅なので、お願いという形にはなります。

(事務局) ご協力いただいたという事です。

(議長) 市道を通すので、面積要件が足りなくなるので、この部分だけ追加指定という形で、生産緑地に指定いただいたというお話です。他には質問ありますか？

(小山委員) そうすると、のちほどまた農地法の5条の関係でこの農業委員会にかかるという事ですか？それはかからない？

(事務局) いや、転用ではなくて、元々国の土地なんかは雑種地だったんですけども、法務局の方で地目畑で登記がされると、うちの方の登記簿は畑が出てきていますので、所有者も今の方、△△さんという事で出てきていますので、特段転用の方は出て来ないです。地目畑でうちの方は申請をいただいていますので。

(事務局次長) 所有権移転が国の土地なので、農地法で届けなくても、所有権移転できるんですね、

畑のまま。違う法律に基づいてというお話になるのですが。

(議長) あ、私、初めて知りました。分かります？国の土地だと所有権移転なしで出来るそうです。

(事務局) 所有権移転はしているのですが、転用とかは必要なくて、ただその辺も法務局がどう認めているのか分からないのですが、要は所有権移転する時に地目も畑で登記しているのですが、生産緑地の場合は地目が畑以外でも指定できますけれども、畑でやってもらうのが一番いいので、うちの方に申請いただいた時には、登記事項証明書はもう畑でいただいているので。

(笹本職務代理) 1つ質問を・・・まあ市道で拡張する時に生産緑地が解除になっている訳ですね。

その解除をする時は、市の方としては書類だけで、買取請求みたいなことはしないで、出来る訳ですか？

(事務局) はい。生産緑地法の8条に、公共利用等でやる場合は届出を下さいという事になっているので、基本的に用地買収なので、その用地買収の建設課の方の部局から都市計画部局に、この土地については市の方の道路用地で買収しましたよと届出があります。その届出さえあれば、農業委員会の方とかには特段手続きはしなくてもいいですよという事で、生産緑地法の中にありますので、特段問題はありません。

(笹本職務代理) それで、その面積要件が欠けてしまって、追加指定をする際のタイムラグがあった場合に、どのくらいの猶予と言うか・・・

(事務局) うちの市の場合は、都市計画決定は年に1回なので12月に、要は課税の基準に合わせていつも12月末に都市計画審議会をやっているのですが、生産緑地を外したとしても年内に追加指定をちゃんとやれば法律上は欠けていないという事になりますので。買取申出とかだと行為制限は解除されるのですが、生産緑地法上の生産緑地というのは、法律上は網としては残ったままなので、それを年に1回、12月の終わりに外すので、それまでになくなった物を元に戻してあげれば、欠ける期間はなくなるという形ですね。

(議長) 他にはよろしいですか？

それでは質問がないようなので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨回答することに決定いたします。続いて番号2を担当の宮崎委員、説明をお願いいたします。

(宮崎委員) はい。(第5号議案・番号2 朗読)

21日に事務局と現地を見に行って来ました。案内図は17ページです。○○○-○○の12㎡は、この図では道路の真ん中にあるように見えますが、事務局の説明によりますと、公図で読むと下の畑とくっ付いていまして、現場ではこの12㎡がどこが境なのか分からない状態になっています。全体は生産緑地で看板が立っていまして、現状は栗が植わっていて、下草も綺麗に管理されている状況です。□□□番と△△△-△につきましては、奥の●●●●さんの自宅前の畑になっていまして、□□□番の方には梅が植わっています。△△△-△の方は野菜がいろいろ植えられていまして、トウガラシ、ナス、シソ、ダイコンとか、家庭菜園と言ったら

失礼ですが、菜園として綺麗に管理されている状況です。報告は以上です。

(議長) はい。ただ今、宮崎委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。

(甲野委員) この3筆のうちの下2筆なのですが、一部となっておりますが、一部でこんなに広いのですか？それでこれは新規なのですか？

(議長) これ、一部って、どうしてですか？

(事務局) はい。この土地についてはですね、市街化区域と調整区域の境になっている土地でございます。

(議長) どの部分が調整区域と市街化区域と・・・

(事務局) この●●●●さんの家の南側、線が一本繋がっている所があると思いますが、それが都市計画の市街化と調整のラインで、南側の道路から多分50メートルの所のラインだと思います。

(事務局次長) 国土調査がここに入って、はっきり境界が決まったという事で、それに合わせて、境がはっきり分かったので、市街化区域になると分かった時点で生産緑地の追加指定という形ですね。

(議長) これ、市街化区域になる部分はどれくらいあるのですか？

(事務局) この申請してある面積がそうです。

(議長) この部分の面積が市街化区域になるという事ですか？

(事務局次長) そういう事です。

(議長) じゃあ、この下の白い部分は？

(事務局) 市街化区域です。

(事務局次長) この色の塗ってある部分が、はっきり境界が決まっていなかったんです。ここで、はっきり決まりましたので。

(事務局) 当時は指定してなかったという事です。

(議長) 他の部分の調整の区域ってどこなのですか？

(事務局長) ちょっと補足させていただきますが、今次長が言ったとおり、ここで地積調査が終わりまして、はっきりとその境界が出たという事で、その境界がですね、要するに市街化区域のラインが筆境で取ってないんですよ。筆境ではなく、この△△△-△がある道路から50メートルという区域を距離指定で市街化区域と調整区域を分けていますので、□□□と△△△-△の上部がその境界という事になります。

(事務局) 残りはこの●●●●さんの家との間の、少しの部分しか残っていないので。

(事務局長) それが調整区域です。

(議長) これ、それだけの道路なのですか？

(事務局長) それだけの道路と言うよりも、市の指定がそういう形になっておりますから、この道路から50メートルという区域になりますので、本来であれば筆境でいけばいいものを、50メートルという線で区切ってしまうので、1つの畑の中に市街化調整区域と市街化区域が

出てきてしまうんです。そういう状態なんです。

(小川委員) じゃあちょっと教えてもらいたいのですが、例えば家屋の場合、既存宅地。線を引いて、その所で、1戸の所で市街化調整区域と市街化区域になるという事もあり得るんですか？

(事務局) あり得るのですが、今回これからまた、旧五日市に関してはここで地積調査がどんどん入っていきますので、そういったケースが出てくると思います。

(小川委員) 出てくる？・・・という事は、こういった事がちょくちょく来るという事だよな？

(事務局) 生産緑地に指定するかどうかというのは本人の意思によるかと思いますが、五日市地区は平成9年に追加指定、合併した後に生産緑地の追加指定ができるようになったので、やっているのですが、当時意向調査もしていると思うのですが、こういった境界にある農地というのはそこまで多くはないと聞いていますので、そんなに頻繁に追加指定というのは出て来ないと思います・・・なんとも言えないのですが。

(事務局) その辺は課税が絡んできますので、ちょっとその辺は・・・

(小川委員) そうですよ。

(議長) 他にはありますか？

(小山委員) 生産緑地の指定の関係で、都市計画の方だと思うのですが、最初指定して、それからだいぶ生産緑地が減ってしまったという事で、5、6年前に追加という事で、いつでもできるという事ではなくて、一定の期間、統一的に生産緑地にしていくという風な制度にしていると思うのですが、5、6年前にそういう追加指定という事で決められた期間というのが、現在でもずっと続いているという事なのですか？それとも一度それが切れて、また新たに生産緑地の追加指定、この期間からいいですよという形になっているのか、という事なのですか・・・。

(事務局) 生産緑地の追加指定につきましては、平成21年に要望もだいぶ多かったというのもありまして、市内全域募集をかけて追加指定をしました。その時は多分農業委員会からも農地が減ってしまうので追加指定をしてくださいという事で、都市計画部に局に建議をして、追加指定をしたのですが、その時は単年でというお話でいました。なので、翌年の平成22年については追加指定はしておりません。ただあの、追加指定を21年にした後、翌年も買取申出が多く出まして、結局生産緑地の指定状況が右肩下がりで下がってきているという状況もあって、平成23年度からですね、逆に生産緑地の指定要件を満たすのであれば随時受け付けて、農地の保全ができるのであればいいのではないかという事で、平成23年からは毎年受け付けております。ただ、話は随時受け付けますけれども、その指定は課税との関係もあって、年末に1回という形ですね。区画整理の関係で引田の所はイレギュラーになりましたけれども、平成23年以降については毎年、随時追加指定を受け付けているといった状況です。以上です。

(議長) あきる野市は毎年、23年からですけど・・・。青梅市は追加指定がない。あるところと、ないところと・・・。はい、他には？

それでは質問がないようなので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨、回答することに異議はございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、その旨回答することに決定いたします。続きまして、専決の報告を、事務局、説明をお願いいたします。

(事務局) はい。それではただ今より、平成28年あきる野市農業委員会9月総会専決処理の報告をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) 以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会は、10月25日(火)、午前9時00分から、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室です。よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時50分